

○北本市空き店舗等活用推進事業補助金交付要綱

令和元年7月23日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き店舗等を活用して新たに創業する者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、空き店舗等とは、店舗、倉庫、事務所その他の事業の用に供する施設であって、概ね3か月以上継続して事業の用に供されていないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、空き店舗等を活用し、新たに事業を開始する現に事業を営んでいない者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有していること又は有する見込みであること（法人にあつては、市内に事務所若しくは事業所を有すること又はこれらを有する見込みであること。）。

(2) 市税を滞納していないこと（法人にあつては、当該法人に係る市税及び当該法人の代表者に係る市税を滞納していないこと。）。

(3) 空き店舗等を所有していないこと並びに配偶者、同一世帯の世帯員及び2親等以内の親族が空き店舗等を所有していないこと。

（法人にあつては、当該法人並びに当該法人の代表者、役員並びにこれらの者の配偶者、同一世帯の世帯員及び2親等以内の親族が空き店舗等を所有していないこと。）

(4) 創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受講し終

えていること。

(5) 補助対象事業が完了する日までに商工会に加入する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（北本市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係者（同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）（以下これらを「暴力団員等」という。）又は暴力団（同条例第2条第1号に規定する暴力団をいい、その代表者及び役員が暴力団員等である法人を含む。）は補助対象者としなない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小売業、飲食業、サービス業その他市長が適当と認める事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 北本駅を中心として概ね半径500メートルの円の範囲（当該範囲にその区域の一部を含む商店街がある場合は、当該商店街の全ての区域を含む。）内にある空き店舗等の1階又は2階で営業（管理事務等を目的とする営業を除く。）をする事業

(2) 安定した経営及び事業の継続のために創意工夫を行い、複数年の事業計画及び資金計画に基づき営業する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としなない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む事業

(2) フランチャイズ方式で創業する事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切と認める事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の創業に係る費用であって、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める内容に適合するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者がこの告示に相当する制度により国又は埼玉県が交付する補助金（以下「国等の補助金」という。）の交付を受ける場合における同項に規定する補助対象経費は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

（1） 前項に規定する補助対象経費

（2） 国等の補助金の額に、前号に掲げる額を国等の補助金に係る補助金の交付の対象となる経費の総額で除して得た数を乗じて得た額

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は50万円のいずれか少ない額とする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付申請等に関する手続は、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号。以下「規則」という。）の規定を適用する。

（添付書類）

第8条 規則第4条第2項に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

（1） 住民票の写し（法人にあっては、商業登記簿の謄本）

（2） 市税に滞納がないことを証するに足る書面

（3） 見積書その他の補助対象経費を確認することができる書類の

写し

(4) 改修等の内容が分かる図面並びに改修等を行う前の施設内部及び施設外観が分かる写真等

(5) 創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の受講証明書
書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(実績報告)

第9条 規則第9条第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 改修等を行った後の施設内部及び施設外観が分かる写真等

(2) 国等の補助金の確定通知書の写し及び国等に提出した書類の
写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助対象者等の特例)

第10条 市長は、この告示の趣旨に従い別に定めるところにより、既に事業を営んでいる者であって市内の空き店舗等を活用し、地域経済の推進に資する事業を行うものに対し、補助金を交付することができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容
改修等経費	(1) 空き店舗等の内装及び外装の改修工事に要する費用 (2) 事業に必要な機械装置、工具、器具及び備品の購入に要する費用
広告宣伝費	(1) ポスター、チラシ等の印刷及び配布に要する費用 (2) ダイレクトメールの送付に要する費用及びレターパック等の購入に要する費用 (3) 新聞、雑誌等への広告の掲載に要する費用 (4) ホームページの制作に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、広告宣伝費として市長が認める費用

備考 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。